

政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に  
関する特別委員会会議記録

1. 日 時 平成 28 年 5 月 23 日(月) 午後 1 時

1. 場 所 第 5 委員会室

1. 出席委員

委員 長	松 井	努
副委員 長	越 川	雅 史
委 員	高 坂	進
〃	鈴 木	雅 斗
〃	三 浦	一 成
〃	ほそだ	伸 一
〃	石 原	よしのり
〃	西 村	敦
〃	佐 藤	ゆきのり
〃	金 子	貞 作
〃	宮 本	均
〃	稲 葉	健 二
〃	加 藤	武 央
〃	秋 本	のり子
〃	堀 越	優

1. 欠席委員

な し

1. 会議に付した事件

- (1)小泉文人議員から提出された文書の内容に対する議会事務局庶務課への確認について
- (2)正副委員長により抽出した検証すべき事項の検証について
- (3)次回の開催について
- (4)証人の不出頭について



## 会 議

午後 1 時開会

○松井 努委員長 皆様、こんにちは。ただいまから政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を開きます。

---

○松井 努委員長 政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査についてを議題といたします。

まず、前回の委員会において、小泉文人議員から提出された文書の内容に対する議会事務局庶務課への確認についてであります。

こちらにつきましては、4月25日及び28日に実施し、その結果報告をお手元に配付いたしておりますので、お目通しを願います。

[資料黙読]

○松井 努委員長 よろしいでしょうか。それでは、御意見等ございましたら伺いたいと思います。

それでは、御意見等ございませんか。

副委員長。

○越川雅史副委員長 どなたも発言がないようなので、確認させていただきます。

事実関係の確認を求めた経緯としては、15万円なのか、24万円なのかというような論点、議論がある中で、小泉文人議員から提出された書類の記載内容の正確性を議会事務局に確認したということで、ア、イ、ウを尋ねたというのが経緯なわけですけど、議会事務局に確認します。このアとイは結論からいうと不明ということになるんだと思うんですが、結局、青山議員が金員を払ったのか払ってないのか、払っていた場合でも15万円なのか29万7,750円なのか、この4点はいずれもわからない、不明だということですのでよろしいですか。

○松井 努委員長 事務局長、お願いいたします。

○議会事務局長 副委員長のおっしゃるとおりです。

○松井 努委員長 副委員長。

○越川雅史副委員長 ウのところなんですけど、議会事務局はいつ、どこで、誰から金員を受け取って、預り証は誰に発行したのかということで、6月24日に議会事務局の応接室で、青山議員と小泉議員がいたので、名宛人である青山議員に発行したと。だけど、その金員については、どちらが負担したのかわからないという理解でよろしいですね。

○松井 努委員長 議会事務局長。

○議会事務局長 あくまでも会派として我々処理しておりますので、会派として青山議員の分担分という形で提出していただいたというふうに認識しておりますので、そのような趣旨で手続をさせていただきます。

以上です。

○松井 努委員長 よろしいですか。

○越川雅史副委員長 はい。

○松井 努委員長 それでは、この件につきましては、以上としたいと思います。

---

○松井 努委員長 次に、正副委員長により抽出した検証すべき事項の検証についてであります。

お手元に「今後検証すべき事項の通告一覧からの抽出事項（案）」を配付いたしておりますが、こちらにつきましては、5月9日付で皆様にお示しをし、同16日までに提出された検証すべき事項として追加する項目を加えたものとなっております。追加された項目は、18ページから載せておりますが、一度お目通しをいただき、「今後検証すべき事項」はこれでよろしいかどうか、御意見を伺いたいと思います。

お手元の検証のポイントの34ページ以降がその他追加事項とされたものでございます。――失礼しました。済みません。私が少し勘違いいたしました。

こちらの通告一覧からの抽出事項のあるページの18ページ以降が、その他追加事項でありますので、お目通しを願いたいと思います。

[資料黙読]

○松井 努委員長 それでは、御意見を伺いたいと思います。

それでは、お手元に配付の「今後検証すべき事項の通告一覧からの抽出事項（案）」を、今後の検証すべき事項とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○松井 努委員長 挙手全員であります。よってそのとおり決しました。

それでは、検証すべき事項が確定しましたので、これより検証に入っていきます。

検証を行うに当たり、委員長において「検証すべき事項に関する検証のポイント」を作成いたしましたので、事務局に配付をいたさせます。

なお、この作成に当たりましては、本多弁護士の助言もいただいておりますので、申し添えさせていただきます。

[資料配付]

○松井 努委員長 では、「検証すべき事項に関する検証のポイント」について説明をいたします。

先ほど、本委員会ではこれから検証すべき事項が確定したところですが、ごらんのとおり、非常に多くの項目数がございます。そこで、4月22日の本委員会で皆様にお配りした「証言等を整理した資料」、タイトルが「今後検証すべき事項の通告に関する検証」という書類と同様の形で、同じ論点を含むと思われる検証事項をグルーピングし、改めて、通し番号を振らせていただきました。なお、さきの5月16日を期限として御提出を求めました検証事項の追加分につきましては、目次の「第18 その他追加事項」において、便宜上まとめさせていただいております。

また、本調査による事実関係や証拠は複雑かつ多岐にわたる上、検証事項によっては、委員の間でも意見が大きく割れそうな項目、あるいは、本調査の結論を導く上で非常に重要であると考えられる項目など、検証の必要性がとりわけ高いと見受けられる項目もございます。そこで、これから本委員会で行う検証をより充実したものとするための一助として、委員長より、「検証のひとつの形」を示させていただいたところであります。

本資料においては、検証項目を、目次レベルで第1から第18までのグループに分けております。また、その中で、【検証1】、【検証2】及び【検証】という見出しで始まる検証内容が、適宜付されております。

まず、委員の皆様に申し上げたいことは、委員長がこれらの検証内容を示すに当たり、委員長はあくまで中立かつ公平な立場に立って委員会の運営を行うべき立場にありますので、ある特定の考え方や結論に偏るというのではなく、異なる立場からの「もの」の見方、いわゆる両論の立場からの考え方を示そうと努めたところであります。

そこで、【検証1】及び【検証2】についてであります。【検証1】は、次の【検証2】と比較すると、より緩やかな判断基準に基づく立場からの考え方を、【検証2】は、厳格な判定基準に基づく立場からの考え方を、それぞれお示したのとなっております。

すなわち、【検証1】は、事実認定や評価においてほかの可能性も考えられる場合でも、ある一定の考え方そのものにおいて、合理的であると認められれば是とするものであります。一方、【検証2】は、客観性を重視するとともに適正手続の観点から、事実認定や評価においてほかの可能性が考えられる場合、特に、それ

が対象者にとって不利益となるような場合には、裁判に準じるような厳格な基準に基づいて判断するという考え方をとったものとなっております。

なお、【検証1】の立場においても、具体的な理由づけに乏しい単なる臆測や個人的な意見のみに基づいて判断してはならないことは、改めて申し上げるまでもありません。

また、【検証1】でも【検証2】でもなく、単に【検証】と付されている箇所があります。これは、今御説明した【検証1】や【検証2】のような観点からのものとは異なり、委員長としては、特に意見を付しておきたかったものを示したものであります。

本資料についての説明は以上のとおりであります。これから、第1から第18までの見出しを付した各グループ単位で、その中にある検証すべき事項につき、委員の皆様にご意見を伺ってまいります。ただし、繰り返しになりますが、委員長からお示した検証内容は「ひとつの形」であります。したがって、委員の皆様におかれましては、各検証すべき事項について、少なくとも、御自身が取り上げた検証事項につきましては、後日書面にて、検証の内容を提出していただきたいと思っております。この件につきましては、最後に改めて触れさせていただきます。

説明は以上であります。ここまでで質問等がありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、本資料に基づき、検証すべき事項の検証を進めたいと思っております。なお、目次の第1から第3までの中で付されている委員長の検証内容につきましては、各委員の関心もとりの高いと考えております。また、報道関係の皆様、傍聴にいられている皆様方にも、本委員会で話し合われている内容がわかるようにしたいと考えておりますので、全文を書記に朗読いたさせます。委員の皆様方におかれましては、この点につき御了解願います。

~~~~~

○松井 努委員長 それでは、まず、第1ですね。1ページの、目次でいいますと「第1 小泉証人の証人尋問の際の態度に関する事」についてであります。

第1については、「委員からの尋問に対して『通告外』、『再質問』などと繰り返し述べるなど、小泉氏の言動には百条委員会における尋問から逃れようとする姿勢が顕著にあらわれており、実際にはアンケートは実施されなかったのではないかと疑いがより深まった」といった4つの検証事項でございます。

この中で、2番目と4番目の検証事項について、委員長による【検証】が付されておりますので、書記に朗読いたさせます。

○事務局職員 それでは、朗読させていただきます。

2番、会議録平成27年10月9日、「千葉日報」「産経新聞」「東京新聞」平成27年6月18日、「読売新聞」平成27年7月14日、越川委員。

百条委員会から逃れようとする姿勢が顕著。

小泉文人証人は記者団に「真摯に受け止め、疑義については百条委員会で説明する」と語っていたにもかかわらず、7月14日には「『百条委中止』の意見書」を提出し、「全額返納を済ませており、調査の必要性はなくなっている」と主張した。

また、10月9日の証人尋問に際しても、良心に従って記憶に基づき証言すべきところ、クアンの領収証を発行しているのは誰かなど、本人しか知り得ない事情も含めて補助者に約40回にも及ぶ助言を求めたほか、委員からの尋問に対して「通告外」、「再質問」などと繰り返し延べ、円滑な議事進行を妨げた。

これら言動は百条委員会における尋問から逃れようとする姿勢が顕著にあらわれたものであり、やはり、実際にはアンケートは実施されなかったのではないか、切手は使用されなかったのではないかといった疑いがより深まったものと思われる。

#### 【検証1】

まず、平成27年10月9日の会議録によれば、証人尋問において小泉証人が補助者（弁護士）に助言を求めた回数は35回と認められ、また、質問が通告の範囲かどうかに関する発言も15回程度、再度の質問を求める発言も数多く認められる。このように、補助者に助言を求めること等が繰り返された結果、委員による実質的な質問時間が制限され、答えを十分に得られないまま終わってしまった場面が少なからず見受けられた。一方で、質問によっては、補助者に助言を求めることなく答えが詳細な内容に及ぶ場面も見受けられたところである。

そもそも、小泉氏は、(発議第2号の可決を受けて)本委員会が設置された日(平成27年6月17日)における新聞各社の取材に対し、「真摯に受け止め、疑義については百条委員会で説明する」旨コメントしている他、同日に全会一致で可決した別の発議(発議第1号)に関連して、同年9月4日付け「発議第1号にかかる説明書の再提出に対する回答」と題する書面中において、同発議に基づく調査事項が本委員会の調査事項と明らかに重複するとして、発議第1号に基づく調査事項に係る回答資料の提出を差し控える旨回答している。加えて、本委員会における小泉氏に対する証人尋問が行われたときまでは、上記本委員会が設置された日から約3箇月半、少なくとも上記書面での回答の日から約1箇月の期間があったことにも照らすと、本委員会の証人尋問において、当然のことながら、委員からの

質問に対し、真正面から誠実かつスピーディーに答える姿勢が求められていることを、小泉氏自身もまた認識していたはずである（なお、小泉氏は、平成27年7月7日付けの意見書において「全額返納を済ませており、調査の必要性はなくなっている」と述べているが、この理屈は、例えば「金さえ返せばお咎めなし」とする類のものであり、到底容認することはできない。）。

それにもかかわらず、小泉氏は、証人尋問において、宣誓を拒否した上で、自己が直接見聞ないし体験した事実についてですら（他人である）補助者に頻繁に助言を求めるなど、自己の記憶に従い素直に事実を述べているとは到底思われなない態度が見受けられた（例えば、「このアンケートは返信先が複数箇所になっております。・・・集計をしたということで理解してよろしいでしょうか」（アンケート回答用はがきの入手及び集計の件）、「この連番の通し番号があるのに間が抜けていますね。抜けていることについては、どのような説明をされますか」、「アンケート返信先の住所・・・小泉議員が・・・青山議員、そして鈴木議員の御自宅にアンケートを回収に行っているんでしょうか」（アンケート回答用はがきの回収の件）に係る質問・回答の箇所等参照）。

さらには、小泉氏は、市議会議員という公人の立場にあるのだから、自らの疑惑に対し、一般の市民以上に進んで「良心に従い記憶に基づき証言」すべきであることからしても、補助者に助言を求めたり、あるいは、通告の範囲がどうか等の発言が本件のような回数に上ることは理解しがたい。

いずれにしても、上記のとおりであるから、本証人尋問における小泉氏の言動は、「尋問から逃れようとする姿勢が顕著にあらわれたもの」と評価されてもやむを得ないものといえる。そして、さらに踏み込んで言えば、小泉氏がかかる言動に至った背景として、自己に不都合な事実があり、それを回避しようとする意図が見受けられるともいえる。

## 【検証2】

まず、前提事実として、宣誓は正当理由があれば拒否できるのであり、また、運営要領6の②に掲げる人権配慮の観点から、補助者に助言を求めること自体は委員会自身が認めているところであり、また、本証人尋問においても個別に認められていたところである。一方で、証人は、あくまでも委員長の許可を個別に得た上で、補助者に助言を求めている。

したがって、証人は、いわば自己の権利行使として、宣誓を拒否し、補助者に助言を求めており、かつ、委員長がこれを許可している状況である以上、助言の回数の多さのみをもって「尋問から逃れようとする姿勢が顕著にあらわれたもの」



と評価することは妥当でない。

また、「「通告外」、「再質問」などと繰り返し述べ」ていることについては、委員による尋問内容に対して、民事訴訟規則違反等の観点から異議を申し立てているにすぎない。さらには、証人については、手元に関係資料を置くことができない状況にある中で、具体的かつ詳細な証言を求められている状況を考慮すると、できるだけ証言を行うべく補助者に助言を求める回数が結果的に多くなったとしても、それが不合理であるとまではいえない。

4番、会議録平成27年10月9日随所、三浦委員。

小泉文人証人が補助者である高部弁護士に繰り返し法的助言ではない事項を助言として求めた件について。

運営要領及び本委員会の決定事項として、「法的助言ではない事項」を助言として求めてはならないとはされていない（平成27年10月2日会議録11ページ、15ページ）。

以上であります。

**○松井 努委員長** 以上の検証も参考にさせていただいて、皆様の御意見を伺いたいと思います。

石原委員。

**○石原よしのり委員** 今、事務局から読んでもらった検証のところ、何を書いてあったかよくわかりました。確かにこのとおり、総合的な判断だとか状況証拠を集めれば怪しい。ただし、裁判で刑事訴訟のようなときにきちんと証拠立った明らかに事実があったときに限って罰するという面からいうと、なかなかここは言えない。こういう二本立てになっていると思うんですね。これ、内容的には私、書いてあるとおり大体網羅してると思うし、妥当だと思うんですけど、これをどう判断するかが我々問われていると思っています。

それで、この案をつくったもう少し詳しい経緯を教えてほしいと思うんですね。というのは、弁護士の本多先生に監修していただいてというのは、委員長おっしゃったんですが、これを案をつくるに当たっては、委員長の案ということなんですけども、委員長が個人的に今までの経緯、あるいは御理解からまとめたというふうに考えていいのか、あるいは事務局、あるいは副委員長との相談だとかいろいろなところの中で出てきた検証文言なのか、どういうふうな経緯でいいのか、それを少し教えていただけませんかでしょうか。

**○松井 努委員長** 全体に関連することですので、今、石原委員が言われたとおり、その辺は慎重に私たちもこの案をつくるについては、まず、議会事

事務局の皆さんのほうに会議録をきちんと精査をしてもらって、そして正副委員長も含めまして、どのような方向で進めようかという流れの中でつくっていかうと決めたことなんですね。つきましては、検証1、2につきましても、両方とも、当然委員の皆様からすれば言われることではないのかなということ踏まえて、例として挙げさせてもらいました。つきましては、この第3ぐらいまでについては朗読をさせますけれども、4以降につきましては、書いてはございますけれども、私のほうでまとめていくつもりでありますので、法的なことにつきましては、事務局のほうでも調べてもらい、また、本多先生にも助言をいただいて、事務局、そして正副委員長、全員が一丸となって慎重を期して両論併記というような考え方でつくらせていただきました。つきましては、この書いたことが全てであるとか、これ以上のことを言うてはいけないとか、そういうことではなくて、それは各委員の皆様が自由に意見を述べられて、私はこういうふうな形の経緯からすると、検証として、あるいは考え方としては、こういうふうに思うということについては、これから先、どんどん述べていただいても結構ですし、また、最終的に、後でも触れますけれども、最終的な結論を出すについては、大変やはり重いことございますので、こういったことを全部網羅した上、読んでいただいて、御自分の結論を出していただいたものを書面で最終的には出していただくというような考え方でございますので、とりあえず今回、今、第1番につきましては、例として挙げさせていただいたということでございます。

○松井 努委員長 どうぞ。

○石原よしのり委員 今回の御回答、私の理解では、今までの経緯を踏まえて、事務局の方々が精査をした上で文案をおまとめになった、委員長の指示でですね。それを委員長や副委員長がごらんになって修正なり何なりをしながらつくったものを、今回、委員の皆様にお示ししたということによろしいですか。

○松井 努委員長 はい、よろしいです。結構です。

○石原よしのり委員 ということで、この扱いとか、もしこれに修正でもあるようだったら我々から出してもということなんでしょうか。

○松井 努委員長 これはあくまでも1つの参考資料ということで受けとめていただいて、最終的には検証した、そしてまたその結論を出すに至ることにつきましては、各委員の皆様から出していただいたものが最後の、結局委員会としてのまとめになるというふうなことで理解していただければいいと思います。

ほかにございますか。

高坂委員。

○高坂 進委員 この中身についてわかりましたけども、今意見を求められているというのは、この内容について、きょう全部私たちの意見を全部出して、それでという結果をまとめていくということで今意見を求めているのかどうなのか。

○松井 努委員長 そのとおりでございまして、ここに今、検証1、2について書いたことにつきましては、あくまで参考でありますので、これについて、例えば今、石原委員が言われたように、この部分は私も正しいと思うとか、この部分は正しくないとかってことは引用してもらっても結構ですけども、全く違った形で、これにとらわれないで、今までこういった内容についてはこうだったので、私としてはこの検証というように違った検証の仕方がありますよということでも構わないわけですね。ですから、一応最終的には、後で言うつもりでおりますけれども、きょうの会議を踏まえて、6月30日ぐらいまでに、この抽出した事項のことについて、それぞれの委員の皆さんがその立場で、私はこう思うということを書いていただくように書面で出していただくというふうに考えております。ですから、その中のたたき台の中で、この参考とは違った形の御意見があれば伺うということであって、例えばここに書いてあることは、両方とももつともだなどと思えば、これを例えば参考にさせていただいて、少なくとも、要するに時期とか日付とか、会議録にのっかっておりますから、そういう間違いはないと思います。ただ、考え方は違うということです。ですから、何か意見があれば述べていただいて結構です。

○越川雅史副委員長 きょう言ってもいいし、きょう黙っていても書面には書く。

○高坂 進委員 きょうこれについてやるんだなと思って、読んだばかりで。

○松井 努委員長 そうじゃないです。ごめんなさい。読んだばかりですから、一応できましたら、きょう相当の時間の制約もありますし、進めることにおいては全部進めるつもりでいるんですけど、傍聴者もいますので、何を言ってるかわかんない状態じゃ申しわけないので、なるべく内容も私のほうから言える部分については言わせていただいて、最終的には6月30日までに御自分の考え方はこうだということを文書にして出していただくということにしていきたいというふうに思っております。

ほかに何か。

ほそだ委員。

○ほそだ伸一委員 この限られた時間の中で、結構な量ありますので、もし意見や考えを言わせていただくということであれば、もうちょっとゆっくりした時間の中でしっかりと読み込んで、それで、個人的にはですけども、したいなど

思いますので、あえてこの時間でやらなくてもいいかなぐらいにはちょっと思ったんですが。

○**松井 努委員長** ありがとうございます。できましたら、委員の皆さんにおかれましては資料も文書も全部ありますから、後でじっくり読むこともできるんですが、傍聴の方のほうには原則的には資料をお渡しできない状態なものですから、何をお話しされてるかわかりませんので、一応一通り抽出した内容については、はしょり部分もありますけども、要約した部分についてはお伝えをして、そして皆さんに諮ってというふうには一応させていただきたいので御了解願います。

こういった要領でよければ、どうしても言いたいことがあるとか、意見はこの2つ、検証1と2とは私は全く考え方が違うということについては、ありましたら、ぜひ開陳していただいて結構でございます。

三浦委員、何かありますか。

○**三浦一成委員** 今の松井委員長からのお話でもう解決したんですけども、要は、この膨大な資料というもの、今、ほそだ委員の話とかぶるんですけども、読まなければいけないというのに当たって、傍聴の方も本日お越しになられていますので、要約、ちょっとでもわかる資料のようなものを手渡すことはできないのかなとちょっと思ったんですが、渡せないということだったので、わかりました。ゆっくり読んでいただいてということになるかと思えます。

○**松井 努委員長** きょうのきょうはちょっと傍聴者のほうに資料を渡すということはできませんので、御了解ください。ですから、一応この3までにつきましては、こういった形で検証1、2を朗読させますので、4以降は私のほうで要約したことだけを述べてまいりますので、一応御了解ください。

次に移りたいと思います。

それでは、第1については以上といたします。

次に、4ページの、目次でいいますと、「第2 有限会社クアンに関する事」についてであります。

第2については、「クアンについて、アンケートの印刷以外に若干売り上げがあったと証言していたが、その後、休眠状態だったと証言を変えており、ごまかそうとしていたように見受けられる」といった6つの検証事項がございます。

この中で、1番目から5番目までの検証事項について、委員長による【検証】が付されておりますので、書記に朗読いたさせます。

○**事務局職員** それでは、朗読させていただきます。

第2 有限会社クアンに関する事。

1 番、平成27年10月9日の会議録、石原委員。

クアンについて、アンケートの印刷以外に若干売り上げがあったと証言していたが、その後、全く仕事はしていない休眠状態だったと証言を変えた。ごまかそうとしていたように見受けられる。こちらは事務局からの注釈がついておりますが、「なお、両証言の順序は逆であると思われまます」という注釈をつけさせていただいております。

#### 【検証1】

有限会社クアンについて、小泉氏は、「クアンは休眠状態ですので、特段の業務等がありません」、「(売上は) 若干あったかと記憶があります。本当にごく少ないですけども」、「所得はありませんでした」と証言しているが、これらの証言については、「まったく業務を行っていない会社」から「業務を(少しでも)行っている会社」、そして再び、「まったく業務を行っていない会社」というように、内容が変遷しているかのような印象を受ける。一方、小泉氏は、新聞の取材に対し「印刷はうちの弟がやっている」と回答しており(平成27年1月17日付け市川よみうりの記事)、あたかもクアンが印刷業務を行っているかのような印象を与えている。

この点、まず、前記第1の2の【検証1】のとおり、小泉氏は、委員からの質問に対し真正面から誠実かつスピーディーに答える立場にあった上、同氏に対する証人尋問のときまで、本委員会が設置された日から約3箇月半、少なくとも前記書面での回答の日から約1箇月もの期間があったのだから、本件に関し記憶を喚起するには十分な時間的猶予があったといえる。ましてや、証人尋問での質問内容は、あくまでも小泉氏本人に関わることでもある上、日常生活上の個人的かつ些細な事柄といったものではなく、クアンという会社の根幹に関わる事柄である。

また、前記第1の2でも述べたとおり、小泉氏は、単なる一般市民ではなく市議会議員という公人の立場にある上、発議第1号に関し説明する場に代わる場としても、より強い説明責任を有していたものといえる。

以上のことからすると、小泉氏は、証人尋問当初から明確かつ適切に証言すべきであったし、また、証言することができたはずである。

しかし、実際には、新聞の取材に対する小泉氏の上記回答(「印刷はうちの弟がやっている」)等の影響もあり、証人尋問に入る前から既に、委員長をはじめ少なからぬ委員が「クアンが実際に業務を行っている(クアン自身が印刷業務を行っている)会社」であると理解していた状況の中で、小泉氏は、証人尋問の当初の

段階では、「クアンが実際に業務（印刷業務）を行っている会社」であることを当然の前提とする証言、態度をとっていた。すなわち、小泉氏は、クアンに係る印刷業務、印刷に関する領収書の発行、印刷の単価等について質問されたときにも、特に、クアンとは別に実際に印刷を行った会社が存在することについてまったく触れることはなかったのである。そのため、各委員は、このことにまったく気づくことなく、クアンが実際にアンケート回答用はがきを印刷した会社であることを前提とした質問を続けている。

そして、証人尋問が相当程度の段階にまで進み、委員から領収書の通し番号の件に関して質問が及ぶと、小泉氏が唐突に、別会社への印刷依頼の点について触れたため、委員長が、この点について「前提が、クアンさんがあくまでも領収書を発行して、全ての委員のほうで、クアンさんがこのいろいろな印刷物について印刷をして、受注をして、そしてお金を支払ってるというふうな形になっておりますので、私を含めて委員のほうで、クアンが仕事をしたというふうにみんな理解してると思うんですが・・・確認しております。」と、小泉氏に問いただすと、ここで初めて、小泉氏は、クアンではなく別の印刷会社（三立工芸）に印刷を依頼していたことやその経緯等を語りだした。その際即座に答えるのではなく、補助者の助言を仰ぎ、時間をかけて答えている。

以上の点に照らすと、小泉氏は当初、クアン自身がアンケート回答用はがきを印刷したことを当然の前提とする証言、態度をとっていたにもかかわらず、委員からの質問に都合の良いように、実際にはクアンではなく三立工芸が印刷したものであると証言したものであり、その証言、態度は不自然といわざるを得ない。

#### 【検証 2】

まず、「クアンは休眠状態ですので、特段の業務等がありません」、「若干あったかと記憶があります。本当にごく少ないですけども」、「所得はありませんでした」との小泉氏による各証言の間には、相互に矛盾は認められず、また、内容が変遷したともいえない。つまり、「休眠（状態）」という用語は多義的な概念を含むため、「あらゆる意味で一切取引（業務）を行っていない」という解釈のみで理解することはできない。当該用語を使用する者によって、意味合いが変わることもあり、例えば、「店を事実上たたんでいるので、通常の客取引（店業務）は行っていないが、知人等とはごくたまに取引を行うことがある」といった状態を指して、「休眠（状態）」という表現をすることは十分に考えられる。

さらに、「所得がない」ということについても、経費等の関係から「所得がない」という表現を用いることがあり、一切の取引（業務）の存在を否定することには

つながらない（「所得がない」＝「売り上げがない」とは必ずしもいえない。）。

また、証人尋問が相当程度の段階に進むまで、小泉氏がクアンではなく第三者の印刷会社に印刷を依頼した旨を述べなかったことについては、小泉氏はあくまでも証人としての立場にあるため、委員から具体的かつ明確に質問されない限りは、（自己の判断で）勝手に証言しないようにしたとも考えられる。

以上の点を考慮すると、小泉氏としては、補助者に助言を求めつつも可能な限り証言を行おうとしたのであり、結果的に表現の仕方が的確でなかった部分が仮にあったとしても、そのことのみをもって、証人として不誠実な態度であったとか、ましてや、「ごまかそうとしていた」とまではいえない。

2番、会議録平成27年10月9日、高坂委員。

松井委員長より、有限会社クアンの事業について問われ、小泉文人証人は「クアンは休眠状態ですので、特段の業務等はありません」と証言。さらに、企画、デザイン、営業、印刷、経理を担当しているのは誰かとの問いに、正社員は誰もおりませんと答え、領収書は誰が発行しているのかとの質問には、私ですと答えている。しかも、いずれも補助者の助言を仰いだ上での答弁です。領収書は小泉氏個人が勝手に出したものとなり、政務活動費の請求に必要なものとはいえない。

#### 【検証】

「（領収書は）小泉氏個人が勝手に（出した）」の意味が若干不明確であるものの、平成28年4月1日前の政務活動費に関する運用手引き（以下「旧手引」という。）によれば（旧手引10頁）、本件領収書の類の添付を認める規定は存在せず、よって、不適切な処理であったと考えられる。

3番、会議録平成27年10月9日、高坂委員。

有限会社クアンは休眠状態と答えているが、佐藤ゆきのり委員の平成24年の1年間において、5件以外の売り上げはなかったでしょうかとの質問に、2回も補助者の助言を求めた上で、「若干あったかと記憶があります。本当にすごく少ないですけども」と答えている。しかし、56頁で「クアンは領収書を提出するという体裁をとっただけであって、印刷については行っておりません。受注は受けていないということです」と答えている。結局クアンは全く休業状態であり、印刷はほかの業者に発注しており、クアンは領収書を出しただけであり、しかも、領収書は小泉証人が発行していたと答弁している。政務活動費の請求に使った領収書以外にも売り上げがあったとしながら、休眠と言っており、矛盾している。

#### 【検証1】

上記第2の1の【検証1】と同様。

## 【検証 2】

上記第 2 の 1 の【検証 2】と同様。

4 番、平成27年10月 9 日の会議録、越川委員。

クアンの実態に関する説明が不可解。

松井委員長より、有限会社クアンの「現在の営業所の所在地はどこで、どのような事業を営んでいるのか」と問われたことに対して、小泉文人証人は「クアンは休眠状態ですので、特段の業務等はありません」と証言している。それが真実だとすれば簡単に答えられるはずであろうその後の質問に関し、以下のように助言を仰いでいた。

①「企画、デザイン、営業、印刷、経理を担当しているのは誰か」との問いに対して、補助者に助言を仰いだ上で「正社員は 1 人もおりません」と答えた。

②領収書を「誰が発行しているのか」との問いに対して、補助者に助言を仰いだ上で「私」と答えた。

なぜ休眠状態で正社員が 1 人もいない会社の従業員について即答できないのか、繰り返し印刷業務を受注しているにもかかわらず印刷担当者を聞いて即答できないのか、自分が発行しているにもかかわらず、なぜ領収書発行者を即答できないのか非常に不可解。

## 【検証 1】

前記第 1 の 2 に対する【検証 1】及び上記第 2 の 1 の【検証 1】と同様。

## 【検証 2】

小泉証人が「補助者に助言を仰いだ上で」答えており、「即答できな」かった理由としては、本件が大変重要な案件であること、手元に資料がないことから答えに非常に慎重になっていたことが想定される。本委員会での証人としての立場・重責や、補助者として弁護士を同席させていたことに照らせば、このことは想像に難しくなく、「非常に不可解」とまでは言い切れない。補助者に助言を仰ぐことが正当な権利行使であることは、前記第 1 の 2 の【検証 2】と同様である。

5 番、平成27年10月 9 日の会議録、越川委員。

クアンの売り上げに関する説明が不可解。

松井委員長より、有限会社クアンの「現在の営業所の所在地はどこで、どのような事業を営んでいるのか」と問われたことに対して、小泉文人証人は「クアンは休眠状態ですので、特段の業務等はありません」と証言している。それが真実だとすれば簡単に答えられるはずであろうその後の質問に関して、以下のように助言を仰いでいた。



①アンケート回答用はがきの印刷「5件以外の売り上げはあったのでしょうか」と問われると、補助者に2度の助言を仰いだ上で「若干あったかと記憶がありません」と証言した。

②しかし、その後「本当に休眠だったのかどうか」と再度問われた際には「所得はありませんでした」と証言を変えた。

「クアンは休眠状態」と説明しておきながら、印刷以外の売り上げが「若干あった」と証言している点は不可解である。また、その後の質疑では「所得はありません」と即答したが、だったらなぜ初回到補助者に2度助言を仰ぐ必要があったのか、その上で「若干あった」と証言したのかなおさら不可解である。

**【検証1】**

前記第1の2の【検証1】及び上記第2の1の【検証1】と同様。

**【検証2】**

前記第1の2の【検証2】、上記第2の1の【検証2】、及び上記第2の4の【検証2】と同様。

以上であります。

○松井 努委員長 以上の検証も参考にしていただきながら、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

1と同じように、書いてあることについては両論ともそういうような見方があるということですので、よく読み込んでいただいて、御自分の御意見を付すときに参考にしていただければいいのかなというふうに思います。それを踏まえて、違う考え方、違う検証の仕方があるという方がございましたら、御意見を伺いたいと思います。

それでは、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 第2については以上といたします。

次に、9ページの、目次でいいますと、「第3 青山議員が小泉議員から受け取ったとされる金員について」であります。

第3については、「小泉氏は、青山氏に対して青山氏の切手代として請求した24万円を渡したと証言しているが、青山氏は15万円を預かったと証言しており、食い違いがある」といった4つの検証事項がございます。

この中で、1番目の検証事項について、委員長による【検証】が付されておりますので、書記に朗読いたさせます。

○事務局職員 それでは、朗読させていただきます。

平成27年10月9日の会議録、石原委員。

上記の証言に関連して、青山議員分の切手代として請求した金額相当24万円を青山議員にお渡ししたと証言しているが、青山議員は、24万円はもらっていない。会派を移るときに先輩の分ですと15万円を預かったと証言しており、食い違いがある。

#### 【検証1】

青山証人は小泉証人と異なり、証言を行うに先立ち宣誓をしている。そこで、宣誓した上での青山証言の内容は、偽証罪の適用があることに照らしても、宣誓をしない上での小泉証言の内容と比較して、信用性及び正確性がより認められると考えられる。また、青山氏は、小泉氏と異なり補助者を同行させていないものの、委員からの各質問に対し、真摯に答えようとする姿勢が見受けられたところである。

さらには、青山氏は小泉氏と異なり、本調査事項の直接の行為者ではないのだから、証言を行うに当たり直接的な利害関係を有しておらず、虚偽の証言を行う実益に乏しい。また、小泉氏に対する証人尋問は、青山氏に対する証人尋問よりも1箇月以上前に行われており、小泉氏が「24万円」という金額について証言していることを青山氏は明確に認識した上で、敢えて、「15万円」という金額を述べていることからすると、この点についての「勘違い」や「偽り」はなかったものと考えるのが自然である。

また、なぜ青山氏が「15万円」という金額を述べたのかについては、一見理解しがたい印象はあるものの、青山氏は、「当時ですね、ちょうどもう新生市川から自由クラブに移るときにですね、小泉議員が自由クラブの部屋に来て、先輩の分ですということ、15万円を預かったことは覚えております。これが何のお金かは、よくそのときには、聞きませんでした」と証言している。このことからすると、そもそも、青山氏は小泉氏から「15万円を預かった」理由等について何ら説明を受けていない（少なくとも、青山氏自身はそのように認識している）ことが認められる以上、青山氏が「15万円を預かった」ことについてさらに踏み込んだ説明をすることができないのは、むしろ当然のことといえる。

一方で、小泉氏の証言自体の信用性に疑義がある点については、前記第1の2の【検証1】及び第2の1の【検証1】のとおりであることからすれば、青山氏の「15万円」という証言の方が、小泉氏の「24万円」という証言よりも信用できるものと評価できる。

#### 【検証2】

確かに、両証言の間には「食い違いがある」と考えられるものの、青山証言について客観的裏づけがない以上、同証言が正しいことを前提として小泉証言が虚偽であると判断することは困難である。つまり、いずれの証言が正しいのかについては、現時点での証拠関係に照らすと断定することができない。この点、小泉証言の「24万円」については、切手代相当額（24万円）云々と一応の説明がされているので、明らかに不自然とまではいえないと考えることができる一方、青山証言の「15万円」については、なぜそのような金額が出てきたのか、見当がつかない。また、小泉氏に対する証人尋問は、青山氏に対する証人尋問よりも前に行われている以上、青山氏の「15万円」という金額を聞いた上で、小泉氏が自己に都合のよい金額に操作するといったことも考えられない。ともすれば、「15万円」という金額については、本件とは別の個人的なやり取りであるなど、他の可能性も十分に考えられるところである。

さらには、平成28年4月4日実施の「青山ヒアリング」の報告内容によれば、「29万7,750円を議会事務局に返金したことになることについて、「全然知らない、初めて聞いた」との回答であった」とのことである。しかし、小泉氏からは、平成28年4月21日に、議会事務局庶務課が発行し、かつ、青山氏を名宛人とする上記金額（29万7,750円）に係る「預り証」の写しが本委員会に提出されている。加えて、議会事務局庶務課によれば、平成27年6月24日に、この「預り証」を間違いなく青山氏に手渡しているとのことである。したがって、青山氏の「初めて聞いた」とする上記回答内容は誤りである可能性が非常に高い。このように、本委員会が設置された直後の重要な時期であり、かつ、「青山ヒアリング」の実施まで1年も経過していない平成27年6月における出来事を一つ例に挙げても、青山氏においては正確な記憶に欠いているといわざるを得ない状況である。ましてや、平成24年度中の出来事に対する記憶がどれだけ正確であるかについては、大いに疑問が残るところである。また、「一応預かった」とされる「15万円」の件に関しても、年度を越えて1年半以上の間「預かり続けていた」具体的な理由は特に示されておらず、この点についても十分な説得力があるとはいいがたい。

ところで、上記【検証1】でも述べたとおり、青山証人は、証言を行うに先立ち宣誓し、委員からの各質問に対し、真摯に答えようとする姿勢が見受けられたともいえる。

ただ、実際の検証の場面においては、個々の証言内容を詳細に精査し、証言内容自体に不自然・不合理な点はないか、また、（証言以外の）客観的証拠があるか否か、客観的証拠とも整合しているかといった点などを総合的に考慮して判断す

る必要がある。この観点からすると、青山証言については、「青山ヒアリング」の報告内容等に照らしても、その正確性は必ずしも高いとは評価できない。よって、他の検証においても妥当することだが、青山証言の全てが完全に正しいことを前提に、小泉証言の正確性・信用性に（合理的な）疑いを差し挟むことは、いささか困難であるといわざるをえない。

以上です。

○松井 努委員長 では、以上の検証を参考にいただき、委員の皆様の御意見を伺います。

石原委員。

○石原よしのり委員 【検証2】なんですけどね、ここで言ってるのは、青山さんというのは、記憶に決してすぐれておらず、記憶も曖昧な方で、この方の証言は全体的に正確性に欠けるといふようなことまで言ってるんですが、かなりこれって個人的に強い、普通ならなかなか言えないような表現を使ってるように私には思えるのですが、こういうことでよろしいのかとちょっと思ってるんです。

○松井 努委員長 例えば裁判になったりとか、あるいは刑事、民事問わず双方いけば、双方に対して自分たちの正当性を発揮するためにいろいろなことを申し述べるといふようなことはあるのかなというふうな気がいたしますので、先ほども言いましたように、この【検証2】のほうについては、厳しく見るといふ観点からすると、青山さんにおいてもそのように捉えることがあるかもしれませんよという検証ですので、もし今のお話の中で、そうじゃないということであれば、そのように述べていただくなり、あるいは後日の通告の中で、そうではないと、宣誓をして真摯に答えたんだから、そういうことはあり得ないということ指摘していただいてもいいのかなという気がいたしますけど、いかがでしょうか。よろしいですか。

○石原よしのり委員 能力をかなり否定されてるように読めますので、そういう問題があると……。

〔「そういうふうには読めないよ、大体」、「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 第3までが一応朗読をしていただいて、恐らく傍聴の方のほうも、両論の中で流れはわかっていただいたのかなというふうには判断をしたいと思います。

それでは、この第3につきましても、よろしいでしょうか。——よろしければ、第3については以上といたします。

それでは、時間の関係もございますので、これ以降につきましても、私、委員

長より、各指摘及び検証の要約を述べさせていただいた後に、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

次に、13ページの、目次でいいますと、「第4 アンケート印刷代に関する有限会社クアンが発行した領収書について」であります。

第4については、「クアンは実際に印刷を受注しておらず、クアンの領収書は金額を政務活動費の支出に合わせるために提出された。収支報告書の体裁を整える目的で、経済行為の実態を伴わない領収書を提出することは虚偽の報告であり、不法行為ないし遅延損害金の発生が考えられる」といった4つの検証事項がございます。皆さん、13ページを一読していただきたいと思います。

この中で、2番目の検証事項について、委員長による【検証】が付されております。その内容は、「小泉氏の証言から、収支報告書の体裁を整えることを目的に、経済行為の実態を伴わない領収書を使用したことは否定できず、このような領収書が添付された収支報告書の内容は『虚偽の報告』と考えられるため、不適切な処理であったといわざるを得ない。なお、不法行為の成否の判断は本委員会の調査事項そのものではない」とするものであります。

以上の検証を参考にいただき、委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。  
石原委員。

○石原よしのり委員 検証の最後のところに、不法行為であったかとまでは言えないというふうなこと、あるいは、不法行為の成否の判断はしないということなんですけど、不法行為というのは刑法の云々とかではなくね、結局我々が言っているのは条例であり、政務活動費の手引きという条文というものがあって、そこからは、それを法という意味で言えば、不法という意味の不法では不法なわけですよ。そういうところまでは言えないのかなというのが、ちょっと私の疑問です。それが刑事的な告発事項の不法行為というふうにはもちろん言わなくて、この場で求めるものではないというふうな、この委員会が求められてるものではないというのはわかるんですが、そういう意味では、そこまで言えないかなという気がちょっとします。

○松井 努委員長 その答えが聞きたいですか。質問ですか。

○石原よしのり委員 そうです。

○松井 努委員長 事務局のほう、どういう見解というふうなことで、どうでしょうか。

事務局。

○事務局職員 議会事務局でございます。ここで我々委員長案のほうで不法行為

というところにつきましては、民法の709条にあります不法行為というものを想定しております。したがって、石原委員のおっしゃるように、いわゆる条例に触れることが違法かという部分の問題は、これからいろいろ議論していただくというふうに思いますけれども、事、不法行為という用語ですね。こちらにつきましては、民法709条の要件を満たすかどうかというふうな観点から書かせていただいた部分でございますので、その意味で、本委員会の調査事項そのものではないというふうな検証を付させていただいてる次第でございます。

○松井 努委員長 よろしいですか。

越川副委員長。

○越川雅史副委員長 このクアンの領収書の件について、私が委員として書いた中で、石原委員も「不法行為に当たると考えられる」、私のほうも、これは「不法行為であるばかりでなく、市に対して故意に損害を与えたものであり、遅延損害金が発生する」と書いた。私の思いは、民法709条ではなくて、政務活動費の条例に違反をしていると。それが不法行為であって、それで、これを故意にやっているわけですから、市に損害を与えていると。ですから、これは遅延損害金の対象になるだろうという思いで書きましたので、一応その点だけ申し添えたいと思います。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、第4についても以上といたしたいと思います。

次に第5ですね。14ページ、目次でいいますと、「第5 収支報告に添付されたアンケート回答用はがきについて」であります。

第5については、「平成24年12月のアンケートについて、小泉氏は、青山氏はやらなかった旨を証言したが、政務活動費の収支報告には、青山氏の自宅が返信先となる回答用はがきが添付されている。これは虚偽の報告であり、不法行為ないし遅延損害金の発生が考えられる」といった4つの検証事項がございます。

この中で、4番目の検証事項について、委員長による【検証】が付されており、【検証1】は、「実際にはアンケートを実施していない議員の住所が記載されたはがきの印刷物をそのまま収支報告に添付することは不可解であり、少なくとも何らかの補足等の方策を講じるのが自然であるといえる」とするものであります。

また、【検証2】は、「回答用はがきの支出伝票への添付は代金支払いの証憑として行われることからすれば、当該代金で実際に印刷したものを添付するほうがむしろ自然である」などとするものであります。

以上の検証も参考としていただき、皆さんの御意見を伺いたいと思います。

この項目も一応【検証1】と【検証2】に内容が書いてございます。こちらのほうをちょっと目を通していただければと思うんですが。

この第5につきましても相当議論されて、今まででもいろいろと述べられておりますので、これをぜひ参考にしていただいて、皆さんの結論に至るための検証にいただければと思います。よろしいでしょうか。——本項目については以上といたします。

次に、17ページですね。目次でいいますと、「第6 アンケートの合同実施に関する事」についてであります。

第6については、3つの検証事項がございます。

この中で、2番目と3番目の検証事項について、委員長による【検証】が付されており、まず、2番目の検証事項は、「青山氏による平成24年10月の緑風会第1のアンケートと、小泉氏らによる25年2月のアンケートとは体裁や集計結果が一致しており、これは極めて不自然であること、また、青山氏はアンケートを実施していないと証言していることから、証言の食い違い、あるいは25年2月のアンケートも実施されていないものとの見方も否定できない」といった指摘であります。

これについて、【検証1】は、「青山氏がアンケートを実施していない証言をしているにもかかわらず、その報告書は議会事務局に提出されており、議会事務局担当者への聴き取りによれば、おそらく小泉氏から、青山氏から預かっているということで受け取ったと思う旨の回答がある。こうしたことから、小泉氏が何らかの関与をしていたことが考えられるものの、小泉氏は説得的な説明をしていない」とするものであります。

また、【検証2】は、「両アンケートの集計結果等が一致する理由について、委員会に提出されている証拠からは明らかではなく、25年2月アンケートについては納品書及び領収書の控えの写しが三立工芸から提出されていることから、25年2月アンケートが実施されていないと見ることは困難である」とするものであります。

次に、3番目の検証事項は、「従前、市川よみうり、あるいは個別外部監査の報告書において、緑風会第1と合同で実施したと説明していた平成25年2月アンケートについて、証人尋問では、合同実施した記憶はないと変遷しており、実際にはアンケートは実施されなかったのではないかとの見方は否定できない」旨の指摘があります。

これについて、【検証1】は、「第1の2の【検証1】、第2の1の【検証1】、及び第6の2の【検証1】と同様、自己の記憶に従い素直に事実を述べているとは到底思われず、また、証言、態度が不自然といわざるを得ない。そして、25年2月アンケートについて、小泉氏は説得的な説明をしていない」とするものであります。

また、【検証2】は、「新聞記者への説明の真意について、本委員会で明らかではなく、個別外部監査における説明については、青山氏から同じような項目でいいのでお願いできないかとの依頼があったにすぎないと記憶している旨の小泉氏の証言がある。これからすれば、『虚偽の説明をしたことは明らかである』とまでは断定することはできない」とするものであります。

以上の検証例を参考としていただき、委員の皆様のご意見を伺います。

石原委員。

**○石原よしのり委員** この項目の第6の質問の2つ目の越川委員のところについての検証1、2とございますが、その【検証2】ですね。この【検証2】のところの内容というのは、緑風会第1が行ったアンケートと小泉さんのところで行ったアンケートの内容がほぼ同一であるということに対して始まっているんだけど、なぜ同一であるか、その理由についてはわからんと書いてあって、だけど、可能性の中には、アンケートが実施されていなかったということについて考えられるけれども、そうじゃないとも思われると書いてあるんですね。じゃあ、報告結果内容が同一だったことについての検証というのか、そこの部分、抜けてませんか。ちょっとこれは……。だから、やってなかったんじゃないかっていうことは否定してるんですね。だけど、同一だったこと自体が不自然なんだから、これはどういうことが考えられるというようなことまで全然ないんです。

**○越川雅史副委員長** 20ページの一番上に「明らかでなく」と。

**○石原よしのり委員** その可能性の中で、実施しなかったということまでは言えないと書いてあって、同一だっていうこと自体がもう全然おかしいよとは、ここにも書いてあって、同一なことに対する言及がその後なくなっちゃうんですけど、これで検証としては正しいかなって感じがちょっとします。

**○松井 努委員長** ですから、一応さっきも言いましたように、今、石原委員が言った考え方、意見は、そのとおり報告書の中に書いていただく。あるいは、ここに書いてあることについては否定した上で、余りにも全てが同一であるということはないんじゃないかということ添えて書いていただくことでよろしいんじゃないでしょうかね。あくまでも事務局のほうも、私どものほうも、全くそうだ



からといって100%それが間違いなくそれをやってないだろうというふうに言い切っちゃう部分がないということで書いてあるだけであって、それを、例えば石原委員が書いたことについて、皆さんが、委員がそれを見たときに、委員のほとんどの皆さんは石原委員と全く同じであるというふうになれば、それはそれで、そういう考え方で百条委員会としてはいいのではないかなというふうに理解していただければいいと思うんですけどね。

**○石原よしのり委員** 今言ったのは、実施しなかったとまでは言えないというのはそのとおりね。ただ、同一だったっていうことは、結局、ろくな集計もせずに、例えば同じものを流用したとか、何かそういうことを言いたいんだろうと思うんですね、この検証は。それ自体が問題なんだったら、やっぱりそこまで言わないといけないんじゃないでしょうかと、このコメントをつくられた、原案をつくられた事務局だとか委員長の中に、ちょっとそこだけ意見として申し上げた、そういうことでございます。

**○松井 努委員長** わかりました。

ほかにございますか。――それでは、第6については以上といたします。

次に、21ページですね。目次でいいますと、「第7 会派「社民・市民ネット」が実施したとされる、平成23年3月5日～3月20日を実施期間とするアンケートに関する前庶務課長の了解に関すること」についてであります。

第7については、「当該アンケートに関して、当時の庶務課長が同席した中で、アンケートの実施について許可を得たか否かという点について、小泉氏とかつまた氏、湯浅氏との回答が食い違う」旨の3つの検証事項がございます。

委員長といたしましては、ここで検証いたしておりません。皆様の御意見を伺います。一応一読をしていただきたいと思います。

秋本委員。

**○秋本のり子委員** 委員長に質問なんですけど、このところを検証しなかった理由を伺いたいです。

**○松井 努委員長** 小泉証人の証言は1回、それから、湯浅さんの証言は1回、その後につきましては、この件につきましては事情聴取も、あるいはそういった機会もございませんでしたので、どちらかという、どちらが正しいのかなというように断定するものがなかったことと、庶務課長の同席した件につきましても、記憶がないというようなことでありましたので、きちんと検証する確たる裏づけがなかったということで検証ができなかったということでもいいですか。

それでは、ちょっと私も正確ではありませんので、事務局のほうから説明いた

させます。議事課長、お願いいたします。

佐藤課長。

○議事課長 ただいまの秋本委員の御質問ですが、その件につきましては、5月16日で締め切りました追加された検証事項ということで、これの一番最後の第18に追加事項ということで入ってますので、この前段、つくる段階では検証を付していないということでやっているところでございます。

○松井 努委員長 ていうことは、検証してないっていう、今の段階でしてないと、追加事項があったからと。

○越川雅史副委員長 5月16日に初めて出されたものなので、それまでは検証のしようがなかった。

○松井 努委員長 そういうことで御理解できますね。よろしいですか。

○秋本のり子委員 庶務課長の証言を待っている段階ということで、理解でいいんですか。

○松井 努委員長 そうです。

○秋本のり子委員 わかりました。

○越川雅史副委員長 なので、今後それを踏まえた……。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、第7については以上といたします。

次に、22ページですね。目次でいいますと、「第8 平成23年度から25年度に実施したとされるアンケート調査に関する回答について」であります。

第8については3つの検証事項がございます。

この中で、1番目と3番目の検証事項について、委員長による【検証】が付されており、まず、1番目の検証事項は、「印刷した回答はがきの現物や返送されたはがきが現存せず、周囲で見た者もないことは不自然であり、アンケートを実施したとの説得力に欠ける」旨の指摘であります。

これについて、【検証1】は、「本項目に係るアンケート8件について、報道等で広く知られているにもかかわらず、はがきを見たという者が1人も出てこなく、また、小泉氏は自らの潔白を証明すべく資料を提出すべきであり、小泉氏が提出しようと思えば容易に提出することができるものであるにもかかわらず、これら資料についてまったく触れられておらず、実際に1つも提出されていない」とするものであります。

また、【検証2】は、「はがきを見たことがないと述べているのは3名だけであ

り、見たという者も単に名乗り出てこないだけであると考えられることから、アンケートの実施について説得力を欠くとまで断言するのは無理がある」とするものであります。

なお、3番目の検証事項は本項目とほぼ同様であります。

以上の検証例を参考としていただき、委員の皆様の御意見を伺います。

石原委員。

**○石原よしのり委員** 検証2、要するに小泉さんの疑いを糾弾するには至らないというほうの検証ですけれども、この中で、1通もアンケートの回答用紙なり何なりが出てこないことについて、本件に巻き込まれたくない等の理由により、アンケート回答用紙がきを見たことがある者も、単に名乗り出ないだけにすぎないということも十分に考えられるというようなことも書いてあるんですけども、本来、身の潔白を明かしたいと思っているのは小泉さんであって、つまり、やったということを証明したいのも小泉さんですね。これが見たことがないって証言してるのが、かつまた氏、湯浅氏、青山氏だけしかいませんという話でここに持っていつているんですが、本来であれば、あるっていうのを探す人のほうの証明ができていないっていう点が、本来、そちらのあれであって、逆に見てない人だけのことを3名挙げるのは何かおかしくないかなってちょっと思うんで、ここだけは考え方をむしろ知りたいなと思います。

**○松井 努委員長** 答えられますか。

事務局。

**○事務局職員** ただいま石原委員がおっしゃったことが、まさに【検証1】の立場からの御指摘だと思います。【検証2】というのは、それとは別の立場からということですので、見たことがあるという人が出てきていないということは、こういった理由が考えられるのではないかとということも1つの推測も含めて根拠として述べたという形になってございます。

**○松井 努委員長** 石原委員。

**○石原よしのり委員** そうすると、身の潔白を証明したい小泉さんが出せてこないっていうことについても、こういう理由が考えられるっていうのはないんですか。

**○松井 努委員長** 事務局。

**○事務局職員** その部分については【検証1】によって立つという、恐らく立場かもしれないんですけども、委員さんのほうでお考えをいただければよろしいのかなというふうに思います。

○石原よしのり委員 【検証1】の立場じゃなく、小泉さんが実際にはアンケートしてないってことを否定するための【検証2】でしょう。そしたら、それは本来なら小泉さんが証明すべきことであって、それを、できてないんだけど、そうはいつでも、それはある理由があるよねって言わなきゃいけないんじゃないんですか。そこだけちょっと……。

○松井 努委員長 ですから、それは先ほども言いましたように、1と2は両方、あくまで参考例として書いてありますから、今、石原委員が言われてることについては、【検証1】が……。

○石原よしのり委員 検証自体やってないって……。

○松井 努委員長 【検証1】のほうの小泉氏が潔白を証明すべきことをしてないってことは、おかしいじゃないかということを通告で文書で出していただいて、皆さんがもっともだという意見が多ければ、委員会としては、それでいいというふうなことでいいんじゃないんでしょうか。ですから、あくまでも書いてありますことは、対局にあるものを両論書かないと、全く一方的に最初から、皆さんから出た御意見を全部最初から書いていくんだったならば、1つの検証でいいと思うんですが、たたき台として出している以上は、両方出しておかないと一方的に、先ほども言いましたように委員長としては公平中立でやると言っておりますので、厳しい見方のほうも一応書いてあるというふうに理解していただければ、決して【検証2】のほうをきちんとこちらのほうも絶対的に書かなきゃならないって立場じゃなくてですね。

○石原よしのり委員 だから、検証には小泉さんを守る立場で書くんだったら、本来なら、出てきているってことを証明すべきなんだけど、やはりこういうことで出てこないこともあるんだよというふうなことがないと、自分の、小泉さんを守ることにならないよという……。

○松井 努委員長 すいません。先ほどからお話ししてるように、委員長含めて事務局のほうも、結論ありきということはしたくないわけですから……。

[発言する者あり]

○松井 努委員長 ですから、聞いてください。ですから、このように書いてありますが、最終的には委員の皆様から出た、通告を出していただいた、文書にして出してもらったものが最後の報告に載るわけですから、今載ってることを最終的に報告するってことはありませんから、それ一応理解してください。よろしいですね。

それでは、8につきましてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 第8については以上といたします。

次に、24ページ、目次でいいますと、「第9 印刷を行った者に関する説明に関する事」についてであります。

第9については、2つの検証事項がございます。

両方の検証事項について、委員長による【検証】が付されており、まず、1番目の検証事項は、「小泉氏は、当初、印刷単価は印刷業者が決めたと言明したが、その後、単価が高いので政務活動費の残額を見ながら体裁を整えるためにクアンが安い価格で領収書をつくり、申請に使ったと言明を変えている」との指摘であります。これについての検証は、「印刷単価を印刷業者が決めたことと、クアンが安い価格で領収書をつくり申請に使ったこととは全く別の行為であり、証言を変えたとは思われない」とするものであります。

次に、2番目の検証事項は、「印刷を行った者に関する説明について、小泉氏は、平成27年当初の市川よみうりの取材に対しては、『うちの弟がやっていると思う』と説明したところ、証人尋問では、23年のアンケートは三立工芸に依頼したが、その金額では次に受けにくい旨の話も受けていたとし、クアンでの受注を正当化しようとした。しかし、その後の質問で、補助者に助言を仰いだ上で、最終的に全ての印刷を三立工芸で行ったとの説明となっている。そうであればこれまでの質問は即答できるはずであり、非常に不可解である」との指摘であります。

これについて、【検証1】は、「第1の2の【検証1】、第2の1の【検証1】と同様、自己の記憶に従い素直に事実を述べているとは到底思われない態度が見受けられ、また、証言、態度が不自然といわざるを得ない」とするものであります。

また、【検証2】は、「第2の4の【検証2】と同様、本件の重要性や手元に資料がないことから、答えに慎重となっていたことが想定されるほか、自己の行為に問題がないと認識している以上、正当化しようとするのは不自然なことではない。また、市川よみうりの記事については、同記事の青山氏の説明も、証人尋問の際の証言とは食い違いが見られるが、いずれにしても、取材に対する両氏の説明の真意は本委員会では明らかではない」とするものであります。

以上の検証例を参考としていただき、皆様の御意見を伺います。

副委員長。

○越川雅史副委員長 この印刷を行った者に関する説明ということで、当初は市川よみうり紙の取材に対して、「印刷はうちの弟がやっていると思う」と説明していたと。これ、やはり百条委員会ができて調査が進んで、実際はクアンが印刷し

ているのではなく三立工芸がやっているというふうにはわかったわけですが、これ、まかり間違っても百条委員会が設置されなかったら、これは弟さんがやっている、クアンがやっているということで、それ以上市民は何も知る由はなかったわけで、やはりこの【検証1】、【検証2】、いろんな立場、考え方あると思うんですが、これほかのところでも言えることなんですが、新聞記者に対して、新聞が誤報であれば、それはそれで、また別の問題があるとは思いますが、市民の方々は新聞を読んで、それを事実だと思ひ込むといいますか、事実が述べられているという前提で読むものだと思いますので、新聞記者に対してどういう説明するのかというのは法律的な問題というよりは、議員として、政治家として、これは重大な論点になるのではないかなと思います。

以上です。

○松井 努委員長 ほかにございますか。——それじゃ、この項目につきましても、よく後で読み返していただいて、皆さんの結論出すについての参考にさせていただきたいと思いますので、第9については以上といたします。

それでは、大分時間もたちましたので、この時計で3時まで休憩をしたいと思いますので、暫時休憩いたします。

午後2時49分休憩

---

午後3時1分開議

○松井 努委員長 それでは、再開いたします。

次に、ページ数でいいますと26ページの、「第10 三立工芸株式会社等に請求した記録の提出に関する事」についてであります。

第10については、「アンケートに係る印刷発注を裏づける見積書、納品書等の記録について、再三求めているにもかかわらず、『現存せず』などとして提出されない」といった2つの検証事項がございます。

この中で、2番目の検証事項について、委員長による【検証】が付されており、その内容は、「記録の提出を求める相手方において、小泉氏に関しては、当該記録が残存しないのであれば物理的に提出は不可能であり、その理由は『廃棄済み』のためと示されている。そのため、記録を提出できないことから直ちに『アンケートは実施されていない』という結論とはならない。なお、記録の不提出について正当な理由があるか否かの判断は、本委員会で決定することである」とするものであります。

以上の参考例も参考にいただき、委員の皆様のご意見を伺います。

【検証】のところを読んでいただければ一番よろしいと思うんですが。御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、第10についても以上といたします。

次に、27ページ、「第11 会派「ボランティア・新生会・市民の風」が実施したとされる、平成25年2月15日～3月15日を実施期間とするアンケートの集計結果の適正性について」であります。

第11については、「本件アンケートの集計結果が適正を欠いていた可能性は小泉氏本人も証言で認めているが、政務活動費を使って結果の集計に適正を欠くような調査を行うことは不相当であり、不法行為ないし遅延損害金の発生が考えられる」といった2つの検証事項がございます。

この中で、2番目の検証事項については、委員長による【検証】が付されており、その内容は、「アンケート集計に不適切な点があったことは小泉氏自身も認めており、これが直ちにアンケートの不実施とならないまでも、政務調査費を使用して行われたアンケートの集計が適正を欠いたまま提出されたことは、不適切な処理として非難されるべきである」とするものであります。

以上の検証例を参考としていただき、委員の皆様の御意見を伺います。

御意見を伺います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、第11については以上といたします。

次に、29ページ、「第12 アンケートに参加していない議員の氏名の記載許可について」であります。

第12については、「平成23年度に会派社民・市民ネットが実施したとされるアンケート調査において、実際にはこれに参加していない3議員の氏名が記載されていたことについて、小泉氏は許可をとったと証言したものの、かつまた氏及び湯浅氏はこれを否定している。3議員の氏名を無断で使用したアンケート回答用はがきを収支報告の際に提出することは虚偽の報告であり、不法行為ないし遅延損害金の発生が考えられる」といった2つの検証事項がございます。

この中で、2番目の検証事項について、委員長による【検証】が付されており、その内容は、「許可の有無については証言が食い違うものの、当時の会派制度のもとで、経理責任者である湯浅氏は5人ではなく3人分をチェックする立場との認識でいたと認めている。いずれにしても、許可の有無はアンケート実施の有無とは別の問題である」とするものであります。

以上の検証例を参考としていただき、委員の皆様の御意見を伺います。

副委員長。

○越川雅史副委員長 この12のアンケートに参加していない議員の氏名の記載許可についてというのは、私が意見を提出させてもらいました。この【検証】では、許可の有無はアンケート実施の有無とは別問題ということで、これも1つの考え方だとは思いますが、私がこれを書いた真意は、許可をとったと小泉文人証人が発言をされている。かつまた議員は断った、湯浅議員も否定しているということで、私が力点を置いているのは、この発言の食い違いです。この【検証】のここでは、当時の会派制度は、5人ではなく3人で云々とかというようなことも書かれているんですが、会派制度がどうであれ、これは会派制度が5人じゃないと支給されないからといってアンケートに参加していない人の名前まで参加した体裁を整えるというのは認められることではないということで、その要素がこの本件の検証上重要でしょうということで書きましたので、検証とは異なる意見として申し述べさせていただきます。

○松井 努委員長 ほかにございますか。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 ちょっとこちら確認させていただきたいことなんですが、本件は委員長と副委員長が抽出した検証事項に対して評価する、間違いがないかとか、そういった正しいかどうかというものを評価する作業であって、意見を披歴するのは後々の紙に書いて提出するというふうにお伺いしましたが、ちょっとこの場を見てみると、副委員長が意見を披歴してるような状況かなというふうにお伺いしてるのですが、ちょっと私個人、それを見ますと、こういった意図でこういったことを書いたというふうに申されますと、ちょっと公平性に関してちょっと疑義が出るのではないかなというふうなことをちょっとお伺いさせていただきたいのですが、ちょっと委員長の見解のほうをよろしくお願いいたします。

○松井 努委員長 冒頭に申し上げましたとおりに、この検証1、2につきましては、公平中立な立場に立って両論を書いたわけでありまして、プラス皆さんの御意見、独自の意見でも結構ですし、これを肯定する、否定するということを含めて、意見については伺っておりますので、意見を述べてもらうことについては、そのままで今後も、きょうにつきましては意見を述べていただいて結構だというふうに御理解いただきたいと思います。

鈴木委員。

○鈴木雅斗委員 ありがとうございます。



○松井 努委員長 ほかにございますか。――第12につきましては以上といたします。

次に、30ページですね。「第13 アンケート結果の話し合いに関する事」についてであります。

第13については、「アンケート結果について、小泉氏は会派内で話し合っていると証言している一方、青山氏は話し合うのを聞いたこともないと証言しており、両者が食い違う」旨の検証事項がございます。

これについての検証は、「指摘が引用する会議録の箇所は平成25年実施のアンケートに関するものだが、25年度には青山氏は既に当該会派を離脱している。なお、青山氏が当該会派に所属していた24年度12月のアンケートに関するものだとし、当時の実態としては、政務活動費上の『会派内』が当該会派所属議員全員を指すものとは必ずしも言えず、食い違っているとは判断できない」とするものであります。

以上の検証例をもって参考としていただき、皆さんの御意見を伺います。

以上でございますが、御意見はないでしょうか。――それでは、第13については以上といたします。

次に、31ページですね。「第14 会派「ボランティア・新生会・市民の風」が実施したとされる、平成25年2月15日～3月15日を実施期間とするアンケートに関する政務活動費の請求について」であります。

第14については、「本件アンケートにつき、計9,000枚の印刷費と切手代が政務活動費として請求されているのは虚偽請求と思われます」旨の検証事項がございます。

委員長といたしましては、ここで検証を付しておりません。

委員の皆様の御意見を伺います。

じゃあ、これはこれでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 第14については以上といたします。

次に、31ページですね。「第15 アンケートの回収率に関する説明について」であります。

第15については、「街頭アンケートとして回収率9割以上が4回と、常識的には考えられないほど高いが、その理由について納得のいく説明がされておらず、勝手に数字をつくった疑いが濃くなった」旨の検証事項がございます。

これについて、【検証1】は、「比較的大きな規模で実施された本件アンケート

で、9割以上の回答率が4回あったというのは、にわかに信じがたいといえ、その理由について小泉氏からはこれまで説得的な説明がない」とするものであります。

これに対し第2は、「街頭アンケートにおける『常識的な回答率』が具体的には判然としないこと、また、小泉氏はアンケートを街頭配布の形で行ったことは明言しておらず、家族や知人等の協力を得て実施したために高い回答率となったと考えることもできることから、個人的な意見の域を越えるものではない」とするものであります。

以上の検証例を参考としていただき、委員の皆様の御意見を伺います。

15につきましては、検証に書いてあるとおりでと思うんですね。どのようなスタンスによるかによって考え方はおのずと決まってくると思いますが、御意見はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 それでは、第15については以上といたします。

次に、32ページですね。「第16 切手の換金に関する小泉議員の発言について」であります。

第16については、『切手を買って換金すれば』との小泉氏の発言に関する青山氏の証言の取り扱い」に関する検証事項がございます。

委員長といたしましては、ここで検証を付しておりません。

委員の皆様の御意見を伺います。

この16に関しましても、そのように「切手を買って換金すれば」というふうに言われたという表現が青山さんからありましたことについて、この書いてあるとおりでございます。ただし、この件について、また再度、両者のほうから事情聴取はいたしておりませんので、検証は付しておりません。

第16についてもよろしいでしょうか。――第16については以上といたします。

次に、32ページですね。「第17 平成24年4月24日～5月1日に会派「緑風会第1」が実施したアンケート回答はがきの有限会社クアンへの発注等に関すること」についてであります。

第17については、「松永鉄兵氏の証言は、本件アンケートに係るクアンとの取引の経過について『覚えていない』とのことで、取引の存在が非常に疑わしい」旨の指摘がなされております。

これについて、【検証1】は、「松永鉄兵氏の証言には随所に『記憶が定かでない』旨の回答が見られるが、松永氏が当時の会派の経理責任者であったことに鑑

みれば、取引の存在を疑われても仕方がない」とするものであります。

また、【検証2】は、「本件アンケートに関しては納品書及び領収書控えの写しが記録として提出されていること、当時の出来事は証人尋問の時点から約3年半前のことであることから、証人の記憶が定かでないことをもって、直ちに取引が存在しないとは言い切れない」とするものであります。

以上の検証例も参考にしていただき、委員の皆様の御意見を伺います。

稲葉委員。

○稲葉健二委員 別に指摘じゃないんですけど、「松永証人」になったり「松永鉄兵証人」になったり、また、「松永氏」になったり、中がばらばらになるので、松永修巳氏からそこを特段言われているので、固有名詞をきっちり出すようお願いしたいんですが。

○松井 努委員長 前段では「松永鉄兵氏の証言」と入れて、その後でまた、次にまた2行目もまた「松永鉄兵氏」と入れたほうがいいということですか。

○稲葉健二委員 一番最初に「松永証人」、一番目は佐藤委員の下のところは「松永証人」です。下から3番目は「松永氏」になっている。

○松井 努委員長 なるほど。わかりました。これは十分気をつけて、今後全て「松永鉄兵」というふうに入れてください。わかりました。

それでは、御意見を伺います。

これもこのとおりでございますので、第17については以上といたします。

次に、第18 その他追加事項についてであります。

第18は、冒頭に説明いたしましたとおり、追加分としてまとめさせていただいたものであります。これらについては、既に幾つかの項目において議論に上ったものも多くございますが、特に皆様から御意見があれば伺います。ページ数でいきますと34ページ以降ですね。これは少し時間を置きますので、ちょっと黙読してください。

[資料黙読]

○松井 努委員長 傍聴の方もいらっしゃいますので、ざっと要点のみを申し上げます。

まず最初に、秋本委員のほうから、「当時の議会事務局庶務課長は、『そちらについても記憶にない』と回答しており、小泉証人の証言が信用性に欠くと思われる」。これは、同席をして云々というようなことが何回も出てきておりますけども、その件に関してであります。

次に高坂委員のほうは、これも今お話ししたとおり、前庶務課長が同席したか、

しないかについての疑惑が深まったというふうに言っているところであります。

次の高坂委員のことは、前段と重複しておりますので控えさせていただいて、今私が申し上げました件について、ほかに御意見はございますか。今の34ページの件についてであります。

よろしいですか。

35ページの越川委員の、「誰も提出していないアンケート報告書が議会事務局に提出されている」という発言の食い違いについて指摘をされております。これ今まで随分議論の中に上がっておりますけれども、これも小泉証人と青山議員との証言の食い違いがあるというようなことでございます。

副委員長。

**○越川雅史副委員長** この35ページの、誰も提出していないアンケート報告書が議会事務局に提出されたという点で、この段階では18の追加事項になっていましたが、その後、議会事務局の回答によると、小泉議員から報告書を受け取ったということになってますので、これについては、小泉議員が存在すら知りませんと主張されていましたが、何かこの報告書に関与していたのではないかなと思いますので、この点、検証をきっちりこの委員会でする必要があるなと思います。

以上です。

**○松井 努委員長** あとは、一応前に触れたようなことがこちらのほうの追加のほうにも触れられております。

以上、駆け足ではございますが、第18については以上といたしたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、きょうはこの抽出事項について、検証をこちらのほうに書かせていただいて、皆様の判断材料になるようにしたつもりでございますので、その辺をきちんと十分この中を読み取っていただいて、少なくとも発言内容であるとか、日付であるとか、証言の内容については随分精査をして書いてありますので、間違いはないと思いますので、この日付等について、それを流用してもらうことについては構わないと思います。

以上で、一通りの御意見を伺ってまいりましたが、先ほど申し上げたとおり、各検証事項に対する皆様の考え方については、文書にて御提出をいただきたいと思っております。

後日、その通知をさせていただきたいと思いますが、提出期限については6月30日木曜日とさせていただきたいと思っております。

---

**○松井 努委員長** 次に、次回開催についてであります。

委員長といたしましては、7月19日の火曜日、7月25日の月曜日、26日の火曜日のところで考えておりますが、日程調整をさせていただきたいと思えます。

7月19日火曜日、7月25日月曜日、同じく26日火曜日、この3日間の中で、皆様のほうで御異議がなければ。

まず、最初に19日火曜日で都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。――2人いらっしゃる。次に、25日月曜日で都合の悪い方はいらっしゃいますか。――いません。では、おりませんので、25日ということで決定をさせていただきたいと思えます。

〔「時間は」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 時間は、やはり午後1時からというふうにしたいと思えます。

それでは、次回開催日は7月25日月曜日、午後1時からとさせていただきますので、御了承願います。

---

○松井 努委員長 次に、証人の不出頭についてであります。

4月22日に開催した本委員会で決定したとおり、地方自治法第100条第1項に基づき、鈴木啓一前議員の出頭を求めておりましたが、5月19日に出頭できない旨の通知書が議長宛てに提出されました。

その内容につきましては、御本人の重要な個人情報も記載されており、本委員会の運営要領の6の②においても、「委員会の調査は、基本的人権に最大限配慮して行う」とあります。したがって、委員長といたしましては、前回と同様に、本件は秘密会とすることが妥当と考えているところでありますが、御意見を伺います。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松井 努委員長 この際、お諮りをいたします。本件につきましては、鈴木啓一前議員の重要な個人情報にかかわることでもありますので、秘密会により調査をいたしたいと思えます。

秘密会とすることにつきましては、討論を用いないで諮ることとされていますので、直ちに採決いたします。

本件について、秘密会として調査することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○松井 努委員長 挙手全員であります。よって本件については秘密会とすることに決しました。

〔発言する者あり〕

○松井 努委員長 すいません。ちょっと傍聴の発言はちょっと許されておられませんので、御了解願いたいと。

それでは、委員、事務局職員以外の方は御退席を願います。

なお、本日の議事は以上となりますので、御了承願います。

〔関係者以外退室〕

○松井 努委員長 ただいまから、本委員会を秘密会といたします。

~~~~~

○松井 努委員長 以上で秘密会を終了いたします。

---

○松井 努委員長 以上で政務活動費等により切手を大量に購入した議員の調査に関する特別委員会を散会いたします。

午後 3 時57分散会